

第 4 次

小清水町定員適正化計画

(平成 2 8 年度～平成 3 2 年度)

平成 2 7 年 3 月

小 清 水 町

1. 基本的な考え方

本町を取り巻く環境は、少子高齢化、高度情報化、経済危機等社会経済情勢の急激な変化、町民の価値観やライフスタイルの多様化に伴う新たな行政需要の発生、あるいは、地方分権が加速するなど変革の時代に突入している。

こうした変化に的確に対応し、活力ある豊かな地域社会づくりを進めていくためには、行政運営は簡素で効率的な執行体制でなければならない。

本町では平成23年3月第4次行財政改革大綱及び第3次定員適正化計画を定め、中・長期的視点に立った事務事業の見直し、指定管理者制度への移行や財政の健全化などへの取り組みを進めてきた。

組織・機構全体の見直しを行いながら、今日の行政需要に応える組織とし職員数の削減を図ってきた結果、第3次定員適正化計画の目標値は達成したところであるが、今後とも行政改革の推進と合わせた組織機構の整備、事務事業の見直し、民間委託の推進などにより実態に即した職員数となる定員適正化計画は必要である。

なお、総務省が示している平成26年4月1日現在の職員数の類似団体平均との比較では、普通会計部門の平均値が80人であるのに対して本町の職員数は71人となっており、平均値より9人減であるが、今後ますます厳しくなる町財政状況に鑑み、限られた財源の中で将来展望に立った職員の定員適正化計画を策定する。

2. 職員定数及び職員数の推移

小清水町職員定数及び部門別職員数は次のとおりである。

(1) 職員定数(平成27年4月1日現在)

(単位:人)

区分	町長部局	議会事務局	農業委員会	教育委員会	選挙管理委員会	合計
条例定数 a	76	2	2	14	1	95
実職員数 b	68	2	1	8	1	80
差引 a-b	8	0	1	6	0	15

(2) 部門別職員数の推移 (各年4月1日現在)

部門		区分		職 員 数 (人)					対前年増減数 (人)				
		H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27		
一 般	議会	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0		
	総務	17	15	15	16	17	1	▲ 2	0	1	1		
	税務	6	6	6	5	5	0	0	0	▲ 1	0		
	労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	農水	9	9	9	9	8	▲ 1	0	0	0	▲ 1		
	商工	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0		
	土木	6	6	6	7	8	0	0	0	1	1		
	小計	42	40	40	41	42	0	▲ 2	0	1	1		
福 祉	民生	13	14	15	16	13	1	1	1	1	▲ 3		
	衛生	6	6	6	6	6	0	0	0	0	0		
	小計	19	20	21	22	19	1	1	1	1	▲ 3		
一般行政職		61	60	61	63	61	1	▲ 1	1	2	▲ 2		
特 別 行 政	教育	13	12	12	8	8	▲ 1	▲ 1	0	▲ 4	0		
	警察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	消防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	13	12	12	8	8	▲ 1	▲ 1	0	▲ 4	0		
公 営 企 業	水道	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0		
	下水道	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0		
	その他	15	16	15	14	9	▲ 2	1	▲ 1	▲ 1	▲ 5		
	小計	17	18	17	16	11	▲ 2	1	▲ 1	▲ 1	▲ 5		
総合計		91	90	90	87	80	▲ 2	▲ 1	0	▲ 3	▲ 7		
内 訳	正職員	90	89	89	86	80	▲ 2	▲ 1	0	▲ 3	▲ 6		
	準職員	1	1	1	1	0	▲ 1	0	0	0	▲ 1		

3. 定員適正化計画

(1) 期 間 平成28年度から平成32年度までの5カ年間

(2) 削減目標値 一般職3人

4. 定員管理の基本方針

(1) 業務執行体制の見直し

各種業務の委託、指定管理者制度の活用・民間委託等の推進により、少数の職員で良質な公共サービスを実施できる業務執行体制を構築する。

(2) 行政需要の変化への対応

業務を縮小する部門から、行政需要の高い部門へ職員の配置転換を行う。

(3) 職員配置の適正化

行政組織・機構の見直しに伴う適正な職員の再配置を行い、効率的な業務執行体制を構築する。

(4) 職員の能力向上

職員一人ひとりが効率よく職務を遂行出来るように能力の向上を目指す。

(5) 行政サービスの提供方法の見直し

公助・互助・自助の考え方で行政・民間・住民の役割の見直しを行う。

5. 定員適正化のための具体的計画

(1) 年度別定員適正化計画（正職員）

（単位：人）

年度	前年度退職者数			新規採用者数	職員数	
	定年	その他	合計		4月1日	増減
H28	3	2	5	4	79	▲1
H29	0	0	0	0	79	0
H30	1	0	1	1	79	0
H31	5	0	5	3	77	▲2
H32	3	0	3	3	77	0
計	12	1	13	10		▲3

(2) 定員適正化の方策

第5次町行財政改革大綱に基づく民間委託可能な事務事業の民間委託、行政需要に対応した組織・機構の見直し及び職員の意識改革により適正化に努める。

① 事務事業の見直し

第5次町行財政改革大綱に基づき、事務事業の廃止・縮小・見直し、引き続き事務事業の民間委託の推進を図るとともに、外注化、委託化を検討し執行方法を見直す。

② 組織・機構の見直し

複雑・多様化する行政需要に的確に対応できるよう、簡素で効率的な執行体制となるよう弾力的に組織・機構の見直しを継続的に検討する。

③ 業務量に対応した職員再配置の促進

限られた職員数で、新規行政需要や業務量の変化に柔軟に対応し、常に事務量に見合った職員配置に努める。

⑤ 事務職、技術職など職種を越えた異動

行財政改革の推進により事務量に大きな変化を伴うことが予想されるが、職種にかかわることなく、事務量に適した職員配置を行う。

⑥ 人事評価制度の導入

単に人事評価を行うのではなく職員育成の観点から取り組むこととし、試行を繰り返す中で完全導入を図るものとする。

⑦ 職員研修と公務能率の向上

職員の資質向上を図るため職員研修の充実強化を実施する。そのため職場内研修をはじめ、職場外研修については関係機関・団体等が実施する委託研修にも積極的に取り組む。